

○厚生労働省令第百四号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第二項、第三項及び第五項、第四十三条第三項、第五項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条の二第四項及び第六項並びに同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和三十八年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

「第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十三条）

第四節 精神障害者に関する特例（第三十三条の二）

目次中

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）

第六節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）

「第三節 精神障害者に関する特例（第三十三条）

を 第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条） に改め

第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）

る。

第四条の十六を第四条の十八とし、第四条の十五を第四条の十七とし、第四条の十四の次に次の二条を加える。

（法第三十八条第二項及び第三項の厚生労働省令で定める数）

第四条の十五 法第三十八条第二項及び第三項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

（法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める数）

第四条の十六 法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

第五条中「であつて同項に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）以外のもの」

を削る。

第六条を次のように改める。

（法第四十三条第三項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数）

第六条 法第四十三条第三項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（法第四十三条第五項及び第四十五条の二第六項の厚生労働省令で定める数）

第六条の二 法第四十三条第五項及び第四十五条の二第六項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

第七条（見出しを含む。）及び第八条中「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 法第七十一条第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」と、同項第三号中「又は知的障害

者である労働者」とあるのは「知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者」と、「及び知的障害者」とあるのは「知的障害者及び精神障害者」と、同項第四号中「及び知的障害者」とあるのは「知的障害者及び精神障害者」とする。

第十四条中「第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」を「第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」に改める。

第十八条第一項中「（法第二条第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。））、同条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者（以下単に「短時間労働者を含む。第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款において同じ。）」を削る。第二十条の二第一項第一号中「（重度身体障害者）」を「（法第二条第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。））」に改め、同項第二号ト中「重度知的障害者」を「法第二条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。））」に改める。

第二十六条第一項第二号中「、重度身体障害者である短時間労働者」を削り、「、重度知的障害者であ

る短時間労働者、」を「及び」に改め、「及び精神障害者である短時間労働者」を削る。

第三章中第三節を削り、第四節を第三節とする。

第三十三条の二（見出しを含む。）中「法第七十二条の六において読み替えて準用する」を削り、「第七十一条第一項」の下に「第三項」を加え、「及び第六項」を削り、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三章中第五節を第四節とし、第六節を第五節とする。

第四十条第二項第三号中「並びに当該事業所の重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者に限る。次条において同じ。）である短時間労働者の数」を削る。

第四十一条中「（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。）」を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第四（附則第一条の三関係）

	除外率
除外率設定業種 非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業	除外率 百分の五
倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） 採石業、砂・砂利・玉石採取業	百分の十
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の十五
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の二十
建設業	百分の二十

鉄鋼業	
道路貨物運送業	
郵便業（信書便事業を含む。）	
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業	百分の三十
医療業	
高等教育機関	
林業（狩猟業を除く。）	百分の三十五
金属鉱業	百分の四十
児童福祉事業	
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業	百分の五十五

小学校	
幼稚園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）において分類された業種区分によるものとする。	

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 障害者雇用支援センター（第四条の六―第四条の九）」を「第三節 障害者

第四節 障害者就業・生活支援センター（第四条の十一―第四条の十三）」

就業・生活支援センター（第四条の六―第四条の十三）」に、「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

「第三節 障害者雇用支援センター」を「第三節 障害者就業・生活支援センター」に改める。
第四条の六を次のように改める。

（法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人）

第四条の六 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

第四条の八中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改める。

「第四節 障害者就業・生活支援センター」を削り、第四条の十及び第四条の十一を削り、第四条の九第二項中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同条を第四条の十一とし、第四条の八の次に次の二条を加える。

（法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）

第四条の九 法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者とその職業生

活における自立を図るために必要な援助とする。

(法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主)

第四条の十 法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができる」と認められる事業主とする。

第四条の十二及び第四条の十三を次のように改める。

第四条の十二及び第四条の十三 削除

第二十二條の四、第二十二條の五及び第二十五條の三を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十四年四月一日
- 二 附則第三条の規定 平成二十七年四月一日

(障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置)

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第五十条第二項の厚生労働省令で定める額は、二万七千円とする。

2 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十四条第二項の厚生労働省令で定める額は、四万円とする。

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十条第二項の厚生労働省令で定める額は、二万七千円とする。

2 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十四条第二項の厚生労働省令で定める額は、四万円とする。